

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年3月11日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 2時34分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明  
中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子  
松 本 喜 一 関 口 孫 一 郎 大 川 秀 子  
千 葉 正 弘  
傍 聴 者 茂 呂 健 市 青 木 一 男 小 久 保 か お る  
古 沢 ち い 子 白 石 幹 男 平 池 紘 士  
針 谷 正 夫 大 阿 久 岩 人 入 野 登 志 子  
天 谷 浩 明 大 武 真 一 海 老 原 恵 子  
岡 賢 治 小 堀 良 江 梅 澤 米 満  
福 田 裕 司  
欠 席 委 員 渡 辺 照 明

---

事務局職員 事務局 局長 赤羽根 則 男 議事課 課長 稲 葉 隆 造  
課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女	洋
総 務 部 長	松 本	俊
危 機 管 理 監	村 上	賢 司
理 財 部 長	五 十 畑	恵 造
大 平 総 合 支 所 長	小 林	敏 恭
藤 岡 総 合 支 所 長	田 中	徹
都 賀 総 合 支 所 長	青 木	康 弘
西 方 総 合 支 所 長	中 田	博 之
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島	純 一
会 計 管 理 者	田 谷	安 久
監 査 委 員 事 務 局 長	萩 原	弘
消 防 長	増 山	政 廣
総 合 政 策 課 長	小 保 方	昭 洋
遊 水 地 課 長	荒 川	明
地 域 ま ち づ くり 課 長	天 海	俊 充
秘 書 広 報 課 長	高 崎	尚 之
秘 書 広 報 課 主 幹	癸 生 川	亘
財 政 課 長	杉 山	知 也
総 務 課 長	川 津	浩 章
職 員 課 長	名 淵	正 己
情 報 推 進 課 長	塚 田	薫
契 約 検 査 課 長	榎 本	佳 和
危 機 管 理 課 長	大 橋	嘉 孝
管 財 課 長	島 田	好 夫
市 民 税 課 長	萩 原	雄 一
資 産 税 課 長	島 田	隆 夫
収 税 課 長	福 島	司
大 平 総 合 支 所 長	茂 呂	浩 司
藤 岡 総 合 支 所 長	飯 塚	勝
藤 岡 総 合 支 所 税 務 課 長	片 柳	耕 一 郎

都賀総合支所 地域まちづくり課長	田嶋	亘
都賀総合支所 税務課長	落合博	昭
西方総合支所 地域まちづくり課長	田口幸	雄
西方総合支所 地域まちづくり課主幹	稲葉	実
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	三柴浩	一
岩舟総合支所 税務課長	柿沼	実
会計課長	出井	均
選挙管理委員会事務局次長	野中	守
監査委員事務局次長	宮脇康	子
消防本部次長	石田	栄
消防総務課長	小島	徹
予防課長	柏崎一	夫
警防課長	白石	進
通信指令課長	小藤博	男
副署長兼消防第1課長	中野内和	良
副署長兼消防第2課長	赤城一	仁
議事課長	稲葉隆	造

平成28年第1回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成28年3月11日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第24号 栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第25号 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第26号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第27号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第28号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第39号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第12 議案第 1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第20号 栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は13ページから15ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の1ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の1ページをごらんください。提案理由であります。本市の財政状況を考慮いたしまして、市長、副市長及び教育長の給料を減額する措置を講じるため、本条例を制定することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の13ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の14ページをごらんください。条例案となりますが、第1条は趣旨規定でありまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の特例を設けることについて必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、市長、副市長及び教育長の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額から5%を減額する、

また期末手当の算定の基礎となる給料月額が減額前の額とするものでございます。

附則であります。第1項につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行する。

第2項につきましては、現在教育長の給与に経過措置が設けられておりますことから、その際の給料月額につきましても5%を減額するものでございます。

第3項につきましては、この条例は平成29年3月31日限り、効力を失うというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答でお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第24号 栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第24号 栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は35ページ、36ページ、議案説明書（その1）は5ページから7ページであります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の5ページをごらんください。提案理由であります。医療福祉モール特別会計を廃止するに当たりまして、所要の改正を行う必要が

生じたため、栃木市特別会計条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要であります。大平総合支所の東にある医療福祉モールの事業地の売り払いが完了したことに伴い、医療福祉モール特別会計を廃止するものであります。

参照条文は省略させていただきます。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、6ページ、7ページをごらんください。現行の第3号「医療福祉モール特別会計 医療福祉モール事業」を削り、第4号の「千塚町上川原産業団地特別会計 千塚町上川原産業団地事業」を第3号とするものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の35ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の36ページをごらんください。改正文となりますが、本則中第3号を削り、第4号を第3号とするものであります。

附則につきましては、平成28年4月1日から施行すること、また経過措置といたしまして、医療福祉モール特別会計に係る平成27年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第25号 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は37、38ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の9ページから11ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の9ページをごらんください。提案理由であります。地方公務員法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります。任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を改めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の10ページ、11ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第2条第2項の改正となります。このたびの地方公務員法の改正によりまして、勤務成績の評定にかえて人事評価を実施すること、また営利企業等に再就職した元職員による依頼等を制限する退職管理に関する規定が設けられ、営利企業等への再就職の状況を公表することとされました。このため、任命権者が市長に報告しなければならない事項につきまして、「勤務成績の評定」を削り、「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を加えるものでございます。なお、市長は、任命権者から報告された事項につきまして、概要を公表することとなります。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の37ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の38ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明を申し上げます。第1項の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行する。

第2項の経過措置につきましては、改正後の規定は平成29年度に行う報告から適用し、平成28年度に行う報告は従前の例によるというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） ただいまの説明をいただきましたけれども、改正案の中の職員の退職管理の状況というのを今ご説明いただきました。ちょっとわかりにくいところがあるので、例えば具体的にはどういう事例があるのかお示しいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 具体的な例で申し上げますと、在職していた地方公共団体と再就職先、民間企業等に再就職した場となりますが、再就職先との契約または処分であって、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職員に要求または依頼することを禁止しております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 大変丁寧に説明をしていただいたのですが、我々を含め、一般の方にわかるように、例えばもう少しわかりやすい説明はできないでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 申しわけございません。

退職した職員が民間企業に就職いたしまして、自分の会社と契約を結んだり、自分の会社を許可してくれるように現職員に働きかけてはいけないというような内容でございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 職員の人事評価の状況ということで、今まで勤務に関する勤務評定みたいな表現があったかと思えますけれども、ここももう少し詳しく説明をお願いしたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） これまでは、勤務成績の評定ということで地方公務員法上定められておりましたわけですが、勤務評定につきましては、評価の項目が明示されていないとか、あるいは上司からの一方的な評価で、本人に結果が知らされない、あるいは人事管理に十分活用されないなど、たくさん問題が生じているところでございました。

こうした中、能力及び実績に基づく人事管理を徹底するため、能力と実績の両面から評価を行いますとともに、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みを持つ人事評価を導入することによりまして、客観性等を確保し、人材育成にも活用するというところでございますが、現在本市におきましては試行ということで人事評価を実施しております。それを今度は、職員の処

遇、昇任、昇給、勤勉手当等に反映しなさいというような改正内容となっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第26号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第26号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は39ページ及び40ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の13ページから15ページになります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の13ページをごらんください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、1の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

2の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、上記1の改正により、12月期の期末手当の支給割合のみ100分の5引き上げとなりますが、来年度以降につきましては、引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り振ることができるよう、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の14、15ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、改正条例第1条、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。第6条第2項の改正につきましては、期末手当について、本年度、12月期の支給割合を100分の5引き上げ、「100分の162.5」から「100分の167.5」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。第6条第2項の改正につきましては、期末手当について、来年度以降、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、「100分の147.5」から「100分の150」に、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げ、「100分の167.5」から「100分の165」に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の39ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の40ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてはご説明を申し上げます。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

第2項につきましては、第1条の規定は平成27年4月1日にさかのぼって適用する。

第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後支給することとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第27号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第27号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は41ページ及び42ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の17ページから19ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の17ページをごらんください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じまして、栃木市長等の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、1の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

2の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、上記1の改正により、12月期の期末手当の支給割合のみ100分の5引き上げとなりますが、来年度以降につきましては、引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り振ることができるよう、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げるものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げますので、次の18、19ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、改正条例第1条、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります、第4条第2項の改正につきましては、期末手当について、本年度12月期の支給割合を100分の5引き上げ、「100分の162.5」から「100分

の167.5」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。第4条第2項の改正につきましては、期末手当について、来年度以降、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、「100分の147.5」から「100分の150」に、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げ、「100分の167.5」から「100分の165」に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の41ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の42ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてはご説明を申し上げます。第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

第2項につきましては、第1条の規定は平成27年4月1日にさかのぼって適用する。

第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後支給することとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第28号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第28号 栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は43ページから56ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の21ページから55ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の21ページをごらんください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた栃木市職員の給与の改定及び地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、1の栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係から、次のページの一番下でございます、7の栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正、第7条関係につきまして記載の改正をお願いするものでございますが、内容につきましては新旧対照表によりご説明を申し上げます。

また、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、24、25ページの新旧対照表をごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。改正条例第1条、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正であります、人事院勧告分でありまして、平成27年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

第17条の4第2項の改正につきましては、12月期に支給する勤勉手当の支給割合を、再任用職員以外の職員は100分の10、再任用職員は100分の5引き上げるものでございます。

附則第33項の改正につきましては、給与の減額支給措置の対象となっております55歳を超える職員の12月期に支給する勤勉手当につきまして、支給割合が引き上げられますことから、減額する際の割合も引き上げるものでございます。

次に、28ページをごらんください。このページから35ページに記載の別表第1、行政職給料表及び、恐れ入ります、36ページをごらんください。このページから43ページに記載の別表第2、消防職給料表につきましては、各給料表に定める給料月額を、若年層に重点を置きまして、平均で0.4%引き上げるものでございます。

次に、44、45ページをごらんください。改正条例第2条、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正であります、平成28年4月1日施行としております。まず、地方公務員法の改正分となります、第1条の改正につきましては引用条項の整理を行うものでございます。

第3条第2項の改正につきましては、これまで規則で定めておりました給料表の等級別の分類の

基準となる職務内容を等級別基準職務表として給料表ごとに定めるものでございます。

なお、等級別基準職務表につきましては、49ページをごらんください。別表第3の行政職につきましては、職務の級ごとに基準となる職務を定めるものでございます。

また、下段にあります別表第4の消防職につきましては、職務の級ごとに階級及び基準となる職務を定めるものでございます。

恐れ入りますが、44、45ページにお戻りください。第3項につきましては、危機管理監のように同表に規定のない職務の級は規則で定めるというものでございます。

第4条第4項の改正につきましては、昇給につきまして、これまでは昇給日である1月1日前1年間における勤務成績に応じて行うこととしておりましたものを人事評価の評価期間の勤務成績に応じて行うとするものでございます。

第17条の4第1項の改正につきましては、勤勉手当につきまして、これまで勤務成績に応じて支給することとしていたものを人事評価の結果に応じて支給することとするものでございます。以降は、人事院勧告分となります。

第2項の改正につきましては、改正条例第1条で12月期の勤勉手当の支給割合を引き上げましたが、来年度以降につきましては、年間の支給割合を変更することなく、6月期と12月期の支給割合を均等にするものでございます。

46、47ページの中段をごらんください。附則第33項の改正につきましては、ただいまの改正によりまして、勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を均等にいたしますことから、55歳を超える職員の勤勉手当を減額する際の割合も6月期と12月期で均等にするものでございます。

次に、50、51ページの中段をごらんください。改正条例第3条、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。人事院勧告分でありまして、平成27年4月1日にさかのぼって適用としております。

第10条第2項の改正につきましては、高度の専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者として採用する特定任期付職員、現在総務課におります弁護士が該当いたします、の12月期に支給する期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

次に、52、53ページをごらんください。別表第1、特定任期付職員給料表及び別表第2、任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員に準じまして給料月額を改めるものでございます。

次に、改正条例第4条、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。平成28年4月1日施行としております。

第1条の改正につきましては、地方公務員法の改正分でありまして、引用条項の整備を行うものであります。

第10条第2項の改正につきましては、人事院勧告分でありまして、来年度以降、特定任期付職員の6月期と12月期の期末手当の支給割合を年間の支給割合を変更することなく均等にするものでござ

ございます。

次に、54、55ページをごらんください。これ以降の改正につきましては、地方公務員法の改正分でありまして、平成28年4月1日施行としております。

改正条例第5条、栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。第14条の改正につきましては、給与条例と同様に勤勉手当について、人事評価の結果に応じて支給することとするものでございます。

改正条例第6条、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正並びに改正条例第7条、栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、それぞれ第1条の引用条項の整理を行うものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の43ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。44ページをごらんください。改正文がありますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、54ページの下から3行目からをごらんください。第1項につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

第2項につきましては、第1条及び第3条の規定は平成27年4月1日にさかのぼって適用する。

第3項につきましては、給料表と異なった給料月額を受けている特定任期付職員の改定後の給料月額は規則で定める。

第4項につきましては、このたびの給与改定によりまして、平成27年4月1日にさかのぼって給料が引き上げとなりますが、既に支払い済みの給与があるため、その分は給与の内払いとみなすというものでございます。

第5項につきましては、規則への委任規定となります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 特定幹部職員という表現がありまして、これはどのような職務の方が特定幹部職員になるのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 行政職員ですと6級以上、消防職ですと7級以上、職名で申し上げます

と、行政職が課長補佐以上、消防が課長以上となります。その職員につきましては、給料、期末、勤勉手当等の1.5%の減額措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 続いて、これは説明書の49ページなのですがけれども、職務基準表がありますけれども、1級から8級まで、この人的な配置人数、わかるでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 申しわけございません。ただいま手元でございますので、後ほどお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） 後日でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第39号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚藤岡地域まちづくり課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第39号 栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は

129ページ及び130ページ、議案説明書は（その2）の66ページから68ページでございます。

それでは、まず議案説明書よりご説明いたしますので、議案説明書（その2）の66ページをごらんください。本条例の提案理由でございますが、栃木市藤岡遊水池会館の中会議室を事務室に転用することに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市藤岡遊水池会館条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、第8条関係の別表を改めるもので、使用料を納付する施設の区分から「中会議室」を削るものでございます。

参照条文及び新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明しますので、議案書の129ページをごらんください。こちらは制定文でございます、説明は省略させていただきます。

130ページをごらんください。改正文でございます、内容は先ほど改正の概要でご説明しましたので、省略をさせていただきます。

附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 説明書の66ページをお願いします。

遊水池会館の中会議室を事務室に転用ということなのですが、今まで1階にあったアクリメーション財団の事務室を2階に、中会議室にということによろしいわけですか。

○委員長（福富善明君） 飯塚藤岡地域まちづくり課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） お答えいたします。

今回の件につきましては、一般財団法人の渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団につきましては、以前と変わらず、1階の事務室を貸し付ける予定でございます。今回の事務室の転用につきましては、現在藤岡総合支所の2階で執務をしております総合政策部遊水地課がこちら、藤岡遊水池会館の2階に4月から移転をする予定となっております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解いたしました。

あそこの2階の中会議室は、奥に椅子と机が入っている場所がございます。そうしますと、大会議室を使用する場合に机とか椅子を移動しなくてはならない、また夜間の会議とかに使用する場合には、その対処法はどのようにお考えですか。

○委員長（福富善明君） 飯塚藤岡地域まちづくり課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） 中会議室の執務部分につきまして、パーティション等で区切りをつける予定でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） パーティションで仕切りするのはわかるのですが、要は、椅子とか机が奥に入っていますよね。そこから夜間の会議のために、現状は、入り口、1カ所しかあそこはないと思うのです。そうすると、その会議室の仕切りというか、ちゃんとするためには、入り口が1カ所では当然、夜間の椅子とか机の入れたり出したりという部分では、その課の秘密保持という部分で保たれるのかなという部分がちょっと心配なのですが。

○委員長（福富善明君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 4月から2階ということで、遊水地課のほうで執務するという予定になってございます。今関口委員さんのほうからお話があった件については、既に、とりあえず大会議室分の机、椅子については大会議室分にあつて、中会議室に今現在ある倉庫の部分については、少し整理をさせていただいて、あそこへ、階段があつて、踊り場がちょうどございます。そこへ、今、中会議室のある分については、少し整理をして、そこへ置いて、そこへ入らなくても、必要な場合にはそこから大会議室のほうへ持っていただくというような状況で、当然、事務室として使いますので、そこはちょっと閉めて、夜間等で使用する場合には支障がないように確保はしたいと思っていますので、踊り場等で少し整理をしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎発言の申し出

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 申しわけございません。少しお時間をいただきまして、先ほど回答できませんでしたものについてご説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど級別の人数ということでご質問いただきまして、手元に数字がなかったのですが、行政職員につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。議案説明書の（その1）の49ページの表の人数という形になります。まず、1級の職員でございますが、ちょうど100名でございます。2級の職員が180名、3級の職員が101名、4級の職員が298名、5級の職員が167名、6級の職員が128名、7級の職員が同じく128名、8級の職員が22名、合計いたしますと1,124名となりますが、平成27年4月1日現在の人数でございます。

それで、大変申しわけございません。先ほど特定幹部職員ということでご質問いただきまして、同じページに特定幹部職員という言葉と特定職員と2つの言葉が出ておりまして、ちょっと私のほうで勘違いをいたしまして、先ほどの55歳を超える行政職の課長補佐以上あるいは消防職の課長以上につきましては特定職員でございます。特定幹部職員につきましても、いずれも課長以上となりますので、訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。済みませんでした。

○委員長（福富善明君） 先ほど栃木市職員の給与に関する質問でありました。針谷委員からいただいた件ですか。針谷委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） では、もとに戻ります。

---

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第42号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第42号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書は138ページから140ページ、議案説明書（その2）の84ページから86ページであります。

初めに、議案説明書（その2）によりご説明をいたしますので、議案説明書（その2）の84ページをごらんください。まず、提案理由であります、消防業務に従事する職員の手当の見直し及び

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正概要でございますが、1として、引用条項の整理を行うこと、2として、特殊勤務手当を支給すべき業務及び手当の額を改めることでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、85ページ、86ページをお開きください。左側が現行、右が改正になっております。まず、現行の第1条のゴシック字の「第24条第6項」を改正案では「第24条第5項」に引用条項を改めるものでございます。

次に、第8条第1項のゴシック字の「はしご消防ポンプ自動車、通信、火災出動、救急等の業務に従事する職員及び救急救命士」となっていますが、改正案では「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加えるものでございます。第1号「火災、救助、自然災害その他の災害に出動し現場活動に従事したとき。」、第2号「救急業務に従事したとき。」、第3号「地上10メートル以上の高所において消防業務に従事したとき。」、第4号「潜水作業に従事したとき。」、第5号「緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。」、第6号「大型免許によるポンプ車等の機関員の業務に従事したとき。」に消防業務の特殊性に応じ細分化するものでございます。

次に、現行の第2項中「月額3,000円」を改正案では「1回の勤務につき1,000円」に、「1回350円」を改正案では「1回の出動につき1,000円」に手当の額の範囲を改めるものでございます。

次に、議案書の138ページをお開きください。138ページから140ページにつきましては、先ほどご説明したとおり、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正するというものであります。

139ページをごらんください。栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の改正内容ですので、先ほど新旧対照表でご説明をいたしましたので、ここでは省略させていただき、附則についてご説明をいたします。この条例は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

次に、経過措置につきましては、改正後の栃木市職員の特殊勤務手当に関する規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた特殊勤務手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた特殊勤務手当については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） ただいま説明をいただきましたが、現在は特殊手当ということで、1回につき350円というふうなことでありますが、改正後は1回の出勤につき1,000円というふうなことで改正になるのですが、現在の出勤状況からいたしますと、1,000円に改めた場合、全体でどのくらいの増額になるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 平成27年度の特典勤務手当の見込み額よりも、平成28年度は50万円の増額になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） ただいま50万円というふうなお話、全体でそのぐらいのアップになるのですか。50万円。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） はい、50万円の増額になると試算しております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 私はもっと多くなるかなと思っていたのですけれども、350円から1,000円というふうなことで、全体で見て50万円というふうなことで、私、ちょっと少ないかなと思って、びっくりしたのですが。

この1,000円というのは、やっぱり近郊の消防職員さんたちの額を見て考えたわけでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） この金額に関しては、県内の消防本部の手当の平均額と、中島委員がおっしゃったとおりに、近隣の消防本部を考慮しまして1,000円としたところでございます。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

（午前10時02分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

---

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） ただいまご上程をいただきました議案第43号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は141ページから158ページ、議案説明書（その2）は88ページから128ページでございます。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、お手元の議案説明書（その2）の88ページをごらんください。上段の提案理由をごらんください。消防法に基づく対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要ですが、1として、グリドル付こんろに係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めること。2として、入力が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めること。3として、規定の整理を行うこと。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表により、主なものについてご説明いたします。新旧対照表は、左のページが現行、右のページが改正案となります。

それでは、議案説明書（その2）の99ページ、100ページをお開きください。99ページ、現行の「厨房設備」の欄中、上段「不燃以外」の項及び下段「不燃」の項の「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネ

ット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改めました。

次に、議案説明書（その2）の115ページ、116ページをごらんください。115ページ、現行の「調理用器具」の欄中、中段の「卓上型こんろ（2口以上）、卓上グリル付こんろ」を「卓上型こんろ（2口以上）、グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改めました。

次に、議案説明書（その2）の117ページ、118ページをごらんください。117ページ、現行の「調理用器具」の欄中、下段の「卓上型こんろ（2口以上）、卓上型グリル付こんろ」を「卓上型こんろ（2口以上）、グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改めました。

次に、議案説明書（その2）の121ページ、122ページをごらんください。122ページの「電気調理用機器」の欄中、「不燃以外」の項及び「不燃」の項に5.8キロワット以下電磁誘導加熱式調理器を追加し、121ページ、現行の「電気こんろ」「電気レンジ」及び「電磁誘導加熱式調理器」の項を、右ページ、改正案では「電気調理用機器」に統合いたしました。

次に、議案説明書（その2）、89ページから128ページ、新旧対照表、別表第3の「離隔距離」及び備考欄につきましては、種類ごとに定められていなかった注釈を種類ごとに割り振ることで体裁を整えました。

議案説明書158ページをお開きください。附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 器具なので、専門用語なので、ちょっと理解できないところがあるのですが、これは主に業務にかかわる器具に対しての改正が適用されるということですのでよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 火災予防条例ですが、一般のご家庭にも遵守していただきたいと思っております。もちろん、事業所その他においても適用となります。

一般の家庭におきましては、消防の立入検査や使用実態について調べるといったことはございません。そうは申しましても、火災が起きないことが、火災予防という観点から遵守していただきたいと消防では思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、一般家庭でも適用されるということなので、これをどのよう

に周知をしていくのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 市のホームページに火災予防条例が掲載されておりますが、なかなかこれは、条文ですと、一般の方が見てもわからないと思いますので、火災予防に関して、火気器具等の取り扱いを含めてホームページや広報紙に掲載する、また消防が一般の方と接する機会等を通じまして普及啓発に努めていきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろんなところに掲載をするということですけども、誰にもわかりやすく掲載を、ぜひ周知を図ってもらいたいと思いますが、いろいろ工夫が必要だろうと思います。

それと、一般家庭もそうだとすると、あと業務用もそうなるわけで、相当の、飲食関係とか何かというのはみんな適用になるわけですね。そういった業種に対しての周知徹底というのはどのようにするのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 一定規模以上の事業所に関しましては、防火管理者の選任ということが義務づけられておりますので、防火管理者協会等を通じまして周知を図っていきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 要は、いろんな機種が増えたために、対応しなくてはならないためにこれをつくったということですね。台所のIHとか、いろんな面の、そうですね。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 対象火気設備に関しまして、従前から制定されておりましたが、近年、予想しない調理器具等が普及し始めましたので、改正となった次第でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それは改正しなくてはならないと思いますけれども。

あと、普通、流し台とか、そういうのはメーカーに指導がいつているから、一般の方はそんなに心配しなくても大丈夫なのですね。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 最近新築される家では、システムキッチンというものが主流でございます。メーカーによっては、火災予防条例に抵触しない、法に合致した製品をつくっておりますので、心配はしておりません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、単品で器具を買ったときに、置き場所をちゃんと設定してく

ださいということを行っているのと同じですよ。

○委員長（福富善明君） 柏崎予防課長。

○予防課長（柏崎一夫君） そのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第10、議案第44号 栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

宮脇監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（宮脇康子君） ただいまご上程をいただきました議案第44号 栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては159ページから163ページ、議案説明書につきましては、議案説明書の（その2）の130ページから138ページになります。

初めに、議案説明書の（その2）の130ページをごらんください。提案理由であります、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要であります、1としまして、栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部改正として、（1）情報通信の技術の利用に関する手続を定めること、（2）手数料の額等を定めること、2としまして、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正の引用条項を改めることが主なものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、131、132ページをごらんください。まず初めに、132ページ「審査の申出」の第4条第2項1号及び2号に字句を加え、3号以下の条文が繰り下がり、第6項について、審査申出人の代表者等がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届けなければならないと定めております。

「書面審理」の第6条第2項につきましては、法律に基づき、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書が提出されたものとみなすを加え、第3項は、現行のただし書きを削除し、以下の条文が繰り下がり、第5項として、審査申出人から反論書の提出があったときは市長に送付する旨の条文を定めております。

次に、132ページから134ページですが、手数料の額等として、第10条第1項につきましては、行政不服審査法の規定により納付しなければならない手数料の額について規定しております。

第2項、手数料は、書面を交付したとき、納付書により徴収するものといたします。

次に、第11条第1項から3項までは、行政不服審査法の規定により手数料を減額、免除することができる場合について定めております。

第12条以下の条文は繰り下がり、134ページから136ページについては、第13条として、決定書の作成の場合の記載事項について定めたものでございます。

次に、137ページ、138ページをお開きください。

12月議会において制定させていただきました行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正として、第1条のうち、栃木市固定資産評価審査委員会条例第4条の改正規定中、第4条第3項を第3条第1項に改めるというものでございます。

お戻りいただきまして、議案書の159ページをお開き願います。栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について。栃木市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように制定するというものであります。

次のページからの改正の内容につきましては、先ほど新旧対照表でご説明したとおりでございます。

163ページの附則であります。施行期日は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行することといたします。

適用区分につきましては、今回の改正による規定については、平成28年度以降の年度分の固定資産課税台帳の価格に係る審査申し入れについて適用するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第11、議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,077万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690億3,368万2,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第3条、繰越明許費の追加は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正によるとい

うものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の追加は、第5表、地方債補正による。

第2項は、地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分のみ説明させていただきます。1行目の2款1項職員課一般経常事務につきましては、旧岩舟町に係る懲戒免職処分取り消し請求事件に関する弁護士委託料について、年度内の判決が見込めないため、繰り越しさせていただくものであります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、12月補正予算により措置しました大平総合支所別館の書庫用書棚購入費について、2階事務室の移転後、一定期間、備品等置き場として利用する必要があるため、2階に設置する書棚の購入費について繰り越しさせていただくものであります。

次の街なか連携インキュベーション事業、次の観光ネットワークサイクリング事業及び情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国の補正予算に伴う事業であり、年度内の完了は困難なため、繰り越しさせていただくものであります。

10ページ、11ページをお開きください。上から4行目の9款1項消防団機械器具置場等整備事業につきましては、応札者不在により再入札を執行した結果、工期に不足が生じたため、委託料及び工事請負費を繰り越しさせていただくものであります。

次の地域防災計画・水防計画改定委託につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨により両計画の大幅な見直しが必要となり、年度内の作成が見込めないことから繰り越しさせていただくものであります。

次の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業につきましては、計画地の一部において年度内の用地売買契約が見込めないことから繰り越しさせていただくものであります。

12ページ、13ページをお開きください。左側、12ページをごらんください。第4表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

右側、13ページをごらんください。第5表、地方債補正（追加）であります。情報システム整備事業、起債の限度額1,740万円を追加させていただくものであります。

14ページ、15ページをお開きください。第6表、地方債補正（変更）であります。本表は、左のページが補正前、右のページが補正後となっております。記載の目的欄の1行目、防犯灯LED化事業から一番下の社会教育施設災害復旧事業まで計20件について、起債の限度額を変更するもので

あります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、57ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。57ページは歳入、次の58、59ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

60ページ、61ページをお開きください。下段の14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2,928万9,000円の増額であります。説明欄の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、申請した事業が国の選定から漏れたため減額するものであります。

次の地方創生加速化交付金につきましては、国の補正予算で創設された交付金で、地域の付加価値創造力の強化のため、特に緊急対応すべきものと位置づけられた先駆性のある取り組みに対して交付されるもので、街なか連携インキュベーション事業費、観光ネットワークサイクリング事業費及び江戸文化の伝承による観光振興プロジェクト事業費に対する交付金であります。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、補助金額の確定により減額補正するものであります。

次の情報セキュリティ強化対策事業費補助金につきましては、地方自治体の情報セキュリティの強化に要する経費に対する補助金であります。

64ページ、65ページをお開きください。16款1項2目1節利子及び配当金は、補正額1,187万3,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金利子から庁舎建設基金利子につきましては、当初予算にて預金に対する利率0.2%で見込みましたところ、実際には0.1%前後で推移したことから減額補正するものであります。

次の皆川地区振興基金利子につきましては、預金利率0.3%で運用できた期間があったため、増額補正するものであります。

66ページ、67ページをお開きください。16款2項1目1節土地売払収入は、補正額838万2,000円の減額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、法定外公共物の売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が当初の見込みを下回ったことから減額補正するものであります。

次に、3目1節有価証券売払収入は、補正額405万円の増額であります。説明欄の有価証券売払収入につきましては、栃木ガス株式会社が行う自己株式取得に伴い、市が保有する同社の株式810株の売却収入であります。

続きまして、17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1,220万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、市長おまかせ事業使い道として指定された寄附金でありまして、制度見直し以降、予想を超える寄附が見込まれるため増額補正するものであります。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、市民協働まちづくりファンドへの市民等からの

寄附金及びふるさと応援寄附金を増額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、マスコットキャラクター活動支援事業へのふるさと応援寄附金を増額補正するものであります。

次に、8目1節消防費寄附金は、補正額2,500万円の増額であります。説明欄の豪雨災害復旧支援寄附金につきましては、関東・東北豪雨災害からの復旧を支援する市内外の個人、企業、団体からの寄附金であります。

続きまして、18款1項4目1節医療福祉モール特別会計繰入金は、補正額4,493万3,000円の増額であります。説明欄の医療福祉モール特別会計繰入金につきましては、当該会計の廃止に伴い、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

68ページ、69ページをお開きください。2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額12億3,613万3,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを減額補正するものであります。

次に、13目1節東日本大震災復興推進基金繰入金は、補正額48万5,000円の増額であります。説明欄の東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費の財源に充てるため増額補正するものであります。

続きまして、20款5項4目2節雑入は、補正額2,024万1,000円の増額であります。所管関係部分は、2行目の主権者教育普及実践事業委託業務費でありまして、小野寺南小学校、寺尾中学校で実施しております主権者教育普及実践事業委託業務に関する国からの委託金であります。

続きまして、21款市債であります。全体の補正額は11億3,160万円の減額であります。1項1目1節総務管理費は、補正額1,010万円の増額であります。説明欄の地域活性化事業債（防犯灯LED化事業）であります。防犯灯LED化事業について、追加的な設置工事の場合は起債の対象にならないため減額補正するものであります。

次の一般補助施設整備等事業債（情報システム整備事業）につきましては、情報セキュリティ強化対策事業に充てるため増額補正するものであります。

続きまして、2目2節社会福祉費は、補正額640万円の減額であります。説明欄の国の予算等貸付金債（災害援護資金貸付事業）につきましては、当該貸付金の実績見込みに合わせて減額補正するものであります。

続きまして、3目1節農業債は、補正額3,770万円の減額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原地区営かんがい排水事業負担金の減に伴い、減額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう債は、補正額1,010万円の減額であります。説明欄の公共事

業等債（道路維持事業）につきましては、道路附属物点検事業費の減に伴い、減額補正するものがあります。

次の公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、市道 I—139号線道路改良事業費などの事業費確定により減額補正するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょう長寿命化修繕事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、市道 T—275号線の舗装修繕事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道 F—6号線道路改良事業ほか6件の事業費確定により減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道 D—311号線外道路新設改良事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道各号線橋りょう補修事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額850万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（街路事業）につきましては、今泉泉川線道路整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、4目1節消防債は、補正額4,190万円の減額であります。説明欄の施設整備事業債（一般財源化分）（消防施設整備事業）及び旧合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、消防ポンプ自動車等購入事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次の緊急防災・減災事業債（災害対策施設整備事業）につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、6目2節中学校債は、補正額5億6,340万円の減額であります。説明欄の全国防災事業債（中学校施設整備事業）及び緊急防災・減災事業（中学校施設整備事業）につきましては、大平中学校校舎等整備事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

続きまして、8目1節民生施設災害復旧事業債は、補正額120万円の減額であります。説明欄の社会福祉施設災害復旧事業債につきましては、部屋学童保育室の災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、2節農業施設災害復旧事業債は、補正額7,310万円の減額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、農業施設災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、林業施設災害復旧事業債は、補正額110万円の減額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、林道の災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであ

ります。

次に、4節農地災害復旧事業債は、補正額950万円の減額であります。説明欄の農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、農地災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、5節道路橋りょう災害復旧事業債は、補正額2億4,490万円の減額であります。説明欄の公共土木施設災害復旧事業債につきましては、道路及び橋りょうの災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、6節河川災害復旧事業債は、補正額1,600万円の減額であります。説明欄の公共土木施設災害復旧事業債につきましては、普通河川等の災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、7節公共災害復旧事業債は、補正額430万円の減額であります。説明欄の公共土木施設災害復旧事業債につきましては、公園災害復旧事業費の事業費確定により増額補正するものであります。

次に、8節小学校災害復旧事業債は、補正額3,040万円の減額であります。説明欄の公立学校施設災害復旧事業債につきましては、部屋小学校などの災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

次に、9節社会教育施設災害復旧事業債は、補正額180万円の減額であります。説明欄の社会教育施設災害復旧事業債につきましては、部屋地区公民館の災害復旧事業費の事業費確定により減額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。72ページ、73ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額1,658万4,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、給料及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため、減額補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次の議員人件費及び市議会議員共済会負担金につきましては、平成27年4月から議員1名が欠員となったため、議員報酬、議員期末手当給付費負担金を減額補正するものであります。

74ページ、75ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1億4,350万9,000円の減額であります。説明欄の2行目、县市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、早期退職者募集制度への応募が少なかったことなどにより、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、育児休業などの代替等として雇用する臨時職員が当初見込

みよりも少なかったことにより、健康保険料など臨時職員に係る共済費に不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、育児休業の代替等として雇用する臨時職員が当初見込みよりも少なかったことにより、不用額が生じることが見込まれるため減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額317万1,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、栃木市マスコットキャラクター活動支援事業へのふるさと応援寄附が増加したことにより増額補正するものであります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、平成28年4月からの組織機構改編に伴う課名等の変更により、新たに文書の收受印などを作製する必要があるため増額補正するものであります。

次に、3目財産管理費は、補正額1,080万円の減額であります。説明欄の減債基金積立金及び財政調整基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額2,739万円の減額であります。説明欄の財産管理事務費（栃木）につきましては、建物総合損害共済保険において、加入内容の変更により不用額が生じる見込みであるため減額補正するものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、旧庁舎の契約電力変更や旧第2別館の水道休止により、光熱水費に不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、新電力への移行による電気料金の減及び気候の影響により電気、都市ガスの使用量が当初見込みを下回ったため減額補正するものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、燃料価格が低額で推移し、当初の見込みを下回ったため減額補正するものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が減となったことにより減額補正するものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、歳入の法定外公共物売り払い及び普通財産である市有地の売却による収入が減となったことにより減額補正するものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、歳入の当該基金利子が増となったことにより増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額4,041万円の増額であります。説明欄の観光ネットワークサイクリング事業につきましては、自転車を活用した観光資源のPRや自転車愛好家の誘客を図るため、県及び市町が連携して開催に協力するツール・ド・とちぎへの負担金でありまして、県が申請する地方創生加速化交付金の対象事業であります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、ふるさと応援寄附金が当初見込みよりも多く集ま

っていることから、寄附者への謝礼品代等に係る経費に不足が生じるため増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、制度見直しにより当初の見込みより多くの寄附が寄せられているため、基金への積み立てを増額補正するものであります。

次の街なか連携インキュベーション事業費につきましては、本市の課題である若者の就労の場の確保に取り組むべく、地域内の産官学金労言の関係者や他地域と連携を図りながら、市内の空き店舗をジョブカフェやシェアスペースに改修し、移住、定住、若者の創業を支援する拠点とするものでありまして、国の地方創生加速化交付金を活用する事業であります。

76ページ、77ページをお開きください。11目情報システム管理費は、補正額3,732万5,000円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費であります。マイナンバー制度に対応するためのシステム改修委託料について、国庫補助額の確定に伴い、事業費を削減したことから減額補正するものであります。

次の情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、平成29年7月からマイナンバー制度において地方自治体の情報連携が開始されることから、情報セキュリティの一層の強化が必要であるため、セキュリティ強化のために必要な機器の設定委託料、整備工事費、機器購入費などあります。

次に、13目諸費は、補正額420万円の増額であります。説明欄の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金の基金への積み立てを増額補正するものであります。

ページが飛びまして、82ページ、83ページをごらんください。4項2目選挙啓発費であります。小野寺南小学校、寺尾中学校で主権者教育普及実践委託業務を実施することにより国からの委託費が見込まれるため、82ページの右側の補正額の財源内訳について、一般財源から特定財源に振り替えるものであります。

恐れ入りますが、ページが飛びまして、116ページ、117ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額616万2,000円の減額であります。説明欄の消防ポンプ自動車等購入事業費につきましては、消防団藤岡方面隊への配備車両で、当初は水槽つき消防ポンプ自動車の予定でしたが、分団との協議により普通消防ポンプ自動車に仕様を変更したため、執行残を減額補正するものであります。

5目災害対策費は、補正額8,400万円の減額であります。説明欄の緊急防災情報伝達システム整備事業費につきましては、同報系防災行政無線拡張整備工事の執行残を減額補正するものであります。

次の被災者住宅等復旧支援事業費補助金につきましては、被害を受けた住宅等の復旧に対する補助金として約3,000棟分の1億円を見込みましたが、被災者の復旧状況や申請状況から判断し、5,000万円を減額補正するものであります。

以上をもちまして、平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 歳入のほうの61ページの国庫支出金なのですが、地域活性化・地域住民生活等の交付金が減額されました。これは、国の補助事業ですよ。これが不採択となった、その事業内容についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） こちらにつきましては、いわゆるタイプⅠという地方創生の上乗せ分の交付金の事業名でございまして、採択されなかったものといたしましては、とちぎ秋まつりブランド化事業及びサイクル・フルーツ・ライド事業の2事業でございまして。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 採択されなかったということは、その事業は行えないということになるわけでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 実質的には、こちらの事業は行うことができないという状態でございます。ただ、サイクル・フルーツ・ライド事業につきましては、先週末に実施をさせていただきましたが、こちらの財源といたしましては、平成27年度の地方創生の交付金、こちらの地方創生交付金の残額が出そうな事業がございましたので、その事業の財源を運用いたしまして、サイクル・フルーツ・ライド事業につきましては実施をしたというところでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 81ページ、歳入も関係しますけれども、個人番号カード交付事業2,864万4,000円ということになって……

○委員長（福富善明君） 所管外ということなのですけれども。

○委員（針谷育造君） これは所管外。それでは、歳入の61ページ、戸籍関係も、これはなしという

ことですね。

それでは、社会保障・税番号制度システム整備補助金、これについて、あるいはその下のセキュリティ強化対策事業費補助金、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） お答え申し上げます。

まず、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、市のシステム改修が必要となりましたので、これは平成26年度からやっておりますが、平成27年度も実施しておりました。ただ、国の補助額が減額されたものですから、それに合わせて歳入の予算も減額はしております。

続きまして、情報セキュリティ強化対策事業費補助金ですが、これは直接、マイナンバーとはうたっておりませんが、趣旨としましては、マイナンバー制度の、しかも情報連携が平成29年7月から始まるということになりまして、自治体の情報セキュリティをさらに高めるというための施策のための補助金でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、関連なのですけれども、過日の朝日新聞に、栃木市も加入していると思いますけれども、地方公共団体の関係の、これは住基カードの法人を引き継いで、これの元締めといいますか、国の団体がございますよね。それによりますと、非常にセキュリティ関係とか連携とかがまずくなっているというような報道があったのですけれども、その辺の報道についてはどのようにお考えになっているか。朝日新聞だったのですけれども、きょうは持ってきていませんけれども、その辺の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 申しわけありませんが、その記事は読んでおりませんので、わかりませんが、情報連携がうまくいっていないという、私が聞いていたのは、システム障害が発生して、自治体でカードが発行できないとか、そういった記事は見ております。これは、J-L I Sという国で管理しているシステム、団体がございますが、そこのサーバーの、つまり機械の障害だというふうに聞いておりますので、機械の障害、これはあってはいけないことですが、その都度対策して回復しているというふうな記事ですので、それを静観しているという状態でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 栃木市でふぐあいが続いてということはないですね。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 実は、個人番号カードにつきましては市民生活課が所管しております。それは所管外ということなのですけれども、私は市民生活課からは問題があるというふうには聞いておりません。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 歳入と歳出、関係あるのですけれども、まず歳入のほうの寄附金についてなのですが……

○委員長（福富善明君） ページ数をおっしゃってください。

○委員（大川秀子君） 67ページです、歳入のほうは。ここのふるさと応援寄附金なのですけれども、予想を上回ったということなのですが、今年度、大体総額でどの程度の寄附が集まったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） ふるさと応援寄附でございまして、本年、平成28年1月末現在で8,600万円ほど集まっております。当初見込んだのは、6,000万円程度を見込んでおりました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） その下の市民協働まちづくり寄附金420万円が歳入で、後ろのほうにまた歳出が出てきております。この420万円の寄附金を入れますと、今年度の基金残高というのはお幾らになるでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 今年度の末で1,336万3,425円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 先ほど大川委員の質問で、サイクル・フルーツ・ライド事業の財源を平成27年度の補正と申し上げましたが、平成26年度の地方創生交付金の補正ということですので、済みません。間違えました。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
ここで暫時休憩を行います。

（午前11時15分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第12、議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月15日開催の議員全員協議会及び3月7日開催の総務常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めさせていただきます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質疑の内容によりましては担当部長等にご答弁をいただくこともありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

1款議会費の質疑に入ります。予算書は136ページから139ページであります。

なお、質疑に際しましては、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 137ページの議員行政視察等の旅費というのは、これは常任委員会の旅費ですよね。

○委員長（福富善明君） 稲葉議事課長。

○議事課長（稲葉隆造君） こちらにつきましては、議員さんの常任委員会ですとか議会運営委員会ですとか、そういった関係の旅費ということでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 昔、旧栃木市のときに、行政、委員会の視察に、例えばこの総務常任委員会の視察に、議会事務局の職員以外に総務課から係長以下2人、同行して、一緒に勉強してもらったのです。そういうことのお考えはありますか。

○委員長（福富善明君） 稲葉議事課長。

○議事課長（稲葉隆造君） 今のところ、担当の書記が1人同行させていただいております、常任委員会の視察研修には。今松本委員のほうからお話がありました、ほかの課の職員の随行ということは、ちょっと今の段階では頭になかったものですから、ちょっと考えはございません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ、議員だけが行政視察するのではなくて、総務課なら総務課の職員と一緒にについていて、一緒にやっぱり勉強しながらやっていけば、市に対してもいろんな外部のことを勉強できるかなと思うのですけれども、その辺のお考えはありますか。

○委員長（福富善明君） 稲葉議事課長。

○議事課長（稲葉隆造君） 議会だけではちょっとそれは難しいと思いますので、その辺、執行部の担当、所管課とも今後お話をし、検討をしていきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひこのことを早急に検討していただいて、職員も一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。要望で結構です。

○委員長（福富善明君） 要望で、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は140ページから183ページであります。

質疑はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 149ページになるのですけれども、栃木市、大変大きな市になって、自動車の、公用車の数もそれなりに多いということが以前から言われている部分があると思っております。この公用車の、ここに出てくる幾つかの、自動車管理費だけを見てもいろいろ費用はかかっているなということを感じているのですけれども、公用車の適正化ということも言われてきていると思っておりますが、その検討状況はどうなのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 公用車につきましては、かなり長く使っているものもございまして。使えなくなったものについては、年3台程度、新しい、新車として購入しております。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） もともとの公用車の適正化みたいなのを、何か計画みたいなのは立てているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 今現在のところはまだ立っておりません。ただ、平成28年度から本庁集約化になりますので、各支所のほうから、20台ですか、本庁のほうに回しまして、活用させていただいております。今後については、今後検討していきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） やみくもに減らしていいということではなくて、稼働率なり、いろいろ見ただ上で、多い分には削ることは考えていってもいいのかなというふうに思っておりますので、そういう観点での質問ということでご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○委員長（福富善明君） 要望として。

ほかにありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 163ページなのですがすけれども、上段から9段目の旧本庁舎空調機移設工事費ということで142万6,000円が上程されているのですが、これは旧本庁舎の空調機器をくらのほうに移設したというふうなことをこの間説明を受けたのですが、これから何台移設するか、お答えを願いたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 来年度の事業になります。1台になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 1台で、移設工事費が142万6,000円というようなことですか。そうすると、かなりのボリュームの金額かなと思うのですが、内容的にはどんなふうな内容になるのかご説明願いたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） くらの1階にあります会議室の空調が30年近く使って壊れてしまったということで、会議室ですから、それを冷やすなり、暖めるなり、相当出力の高いエアコンになりますので、このぐらいの金額になるということでご理解いただけたらと思っております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 関連でお伺いします。

本庁舎の空調機器を移設するということなのですが、今回の予算書にはほかにも空調機を移設するという予算が出ております。例えば藤岡の総合支所にも、147ページですけれども、出ておりま

す。この空調機に関しましては、旧本庁舎に、多分、こっちへ移動する2年ぐらい前に設置した空調機を移設するのかなという感じはしております。我々も、せっかく新しい空調機を設置したので、有効活用ということで利用していただきたいなと思っているのですが、あのときに設置した空調機、かなりの金額だったと思います。そのうち、今回の計画で何台程度、全体で移設をするのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） それでは、ちょっと今調べてお答えいたします。

○委員長（福富善明君） 後ほどよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連なのですけれども、空調にまだ2年ということは、移動して、あの機種はほとんど使えると思うので、移動だけの工事代、新設する工事代だけで済むと思うのです。今、小学校とか、そういうエアコン、新設しているので、その辺も学校に私は使えるのかなと思っています。あ、あれだけの大きな、そうすると相当の経費が削減できるのかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 旧庁舎の空調機に関しましては、去年調査しまして、必要なところの施設、あとは現在設置した空調機がうまく使えるかどうか、そういうのを調査しまして、使えるやつは各施設のほうに設置することで今回予算を上げさせていただきました。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 機種番号をやれば、メーカーでどれだけの容量というのは全部わかると思うのです。私のも仕事柄やっていますから。その辺で、当てはまるところを全部調べてもらいたいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 空調機については、機種とか何かも調べたぐあいで、検討したぐあいで、各支所にある空調機と交換するわけなのですけれども、そういうのを照らし合わせて、一応今回は各支所のほうに予算を上げさせていただいたということです。具体的に、何人用とか大きさに応じて機械があると思うのですけれども、それは、もし、後でご提示できると思いますけれども、それについては検討した結果、使えるところはそれなりの規模で移設するというので、一応今回予算に上げさせていただいております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そのときに、これは学校側に使えるとなれば、優先的に私は子供たちのために学校へ使うと、ただ、容量が小さいから、教室ではちょっと間に合わないとなれば、各総合支所

でもいいし、そういうところに使っていただきたいと。その辺はどうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 松本委員が言われるように、旧庁舎のやつは事務室用として使われていたものですから、学校のほうにはちょっと無理ということなので、各総合支所関係を調査しまして、使えるものはそっちに移動ということで今回上げた次第です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 141ページの自治基本条例推進事業費ですけれども、制定してから何年かもうたちますけれども、現在の事業、ここに計上されている事業内容についてお聞きいたします。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） こちらの事業につきましては、現在57名いる委員さんに対します報酬が約270万円でありまして、それが主なもので、あとは事務費等でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 報酬費はわかるのですけれども、その事業の中身というか、恐らく検証とかを行っていると思います。それを、年にどのくらいの回数で、どのような検証等を行っているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 川津総務課長。

○総務課長（川津浩章君） 現在は、自治基本条例に沿って、条例等を整備しているかとか、それと総合計画などにつきまして、それぞれ、全体会議は年5回程度、総合計画部会と自治基本条例部会はそれぞれ8回から4回程度やっております、自治基本条例に基づいて行っているかどうかということを検証しているところであります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 同じページの職員福利厚生事業費の中で、メンタルヘルス対策委託料が今年度初めて計上されております。これは、事業内容として、まず予防の段階なのか、必要とする人のための対応なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） メンタルヘルス対策委託料でございますが、中身的にはストレスチェックの委託料になります。労働安全衛生法の一部改正に伴いまして、事業者は労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を1年以内ごとに1回行うこととされましたことから、専門業者に委託をいたしましてストレスチェックを行うものでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） だと、全員に対して行うということでよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵職員課長。

○職員課長（名淵正己君） 対象でございりますが、正規職員のほか、臨時、非常勤職員のうち、1年以上雇用が見込まれるか、1年以上雇用が継続しておりまして、常勤職員の4分の3以上勤務している職員が対象になります。人数といたしますと、正規職員が消防を含めまして約1,400人、臨時、非常勤職員が550人程度と見込んでおります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 149ページ、庁舎管理費の中で本庁舎設備改修工事の細かい内容をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 本庁舎設備改修工事につきましては、本庁舎発電機切りかえ方式の改修工事、それと立体駐車場自動火災報知機設備改修が主なものであります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今までの発電機を改めて、つけかえるのですか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 改修であります。修繕であります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） もう一つ、管理費のほうで聞きたいのですけれども、庁舎の立体駐車場、前に私も話したのですけれども、東武デパートには無料で貸し出ししているということで、多少なりとも負担していただきたいという、前に要望したのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません、前に質問いただきましたね、前回。警備については、立体駐車場につきましては、東武、市役所、全部を含めてやっているわけなのですが、一応、警備の一部的なやつは、東武のほうから一部そういう警備料的なやつは入っているということです。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） もともと入っていたのですか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません、前回のときは私もよく把握できなかったもので、恐縮だったのですけれども、もともと入っていたということで話を聞いております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そうであれば、東武のほうでも多少負担しているということですよ。そうであればいいのですけれども、あとは売り上げとかいろいろな中で、全部東武にただで貸すというのも、職員だって自分で駐車場代を払っているのですから、これは多少は、これから検討事項でどうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 立体駐車場につきましては、1階の商業施設、東武さんのお客さん、あとは市に来庁するお客さん、全部含めてやっているものですから、区切ってやっているものではないものですから、その点については今のところ検討はしておりません。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 把握はできないと思うのですけれども、ある程度、少しでも市に負担していただきたいと思うのですけれども、その検討はどうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 今、1時間置きに車の台数ということで、何台上がってきているかという事は調査していますが、その方が実際、東武のお客さんか、市役所に来たお客さんとまでは把握していないわけですけれども、一応、それについては検討課題ということで、検討させていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 利用者、全額、全部いただきたいというのではなくて、多少は東武のほうからも負担していただきたいと思っているので、ぜひ東武と検討していただきたいと思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 143ページのマスコットキャラクターの活用事業費657万5,000円です。

これも、平成28年度、参戦をするという事業の内容にもなっておりますけれども、今年は99万票を獲得して第6位でした。3回目も、参戦をするということなのですが、これは上位を目指していかなければならないと思うのです。今までのやり方と同じことをやっていたら、これは票が伸びないのではないか、やはり研究する必要があるかなと思いますが、今後の対策としてどのようなことをしているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 癸生川秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） マスコットキャラクターにつきましては、議員の皆様にもご協力いただきまして、おかげさまで昨年6位ということで、上位入賞を果たせたかなというふうに思っておりますが、来年度につきましても、さらなる高みを目指してというか、上位を目指してやっていきたいというふうに思っております。

1つは、昨年度から始めました応援企業ということで、企業の皆様方にも、役所の職員とか一般市民だけではなくて、企業の皆様にも応援していただけないかということで、昨年から本格的に取り組みまして、約100社ぐらい、大手も含めてご協力いただいております。かなりその票数が大切

だと思っておりますが、ほかにも取り組みはございますが、主に応援企業の方たちに積極的に支援をお願いするような形で進めていくとともに、本年度につきましては、栃木JCが積極的に応援して、若い経営者たちの卵なのですが、応援していただけるということもございまして、既に打ち合わせ会議を通しまして、上位入賞を狙っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） もちろん私たちもそのように思っているのですけれども、200万票とか150万票とか、そのくらいとらないと上位にはちょっと入れないということだと思っております。富山県のメルギューでしたっけ、牛の、あのキャラクターが物すごく伸びたのです。だから、ああいう、どういうやり方をしているのかどうか、ちょっと研究する必要もあるのではないかと思うので、調査をしたらどうでしょうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 癸生川秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） その点につきましては、担当者同士でどんなふうな手のうちなのですかということはお伺いしますと、今年、浜松市でたまたま、余り活躍してもらおうと困るのだよということでお話ししましたところ、メルギューにつきましては、アウトレットモールがあそここのところできて、やはり企業の皆様が一齐に応援してくれた成果ではないかということで、かなり昨年から躍進されているということがございます。なかなか、こんなふうにするといよいよということでの情報交換って難しいのですけれども、さのまるとか、そういうかなり活躍したキャラクターなんかにも、いろいろ、どんなふうにしたらいいかということでやっていますので、今後も情報収集に努めてやっていければというふうには思っております。よろしくお祈いします。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 栃木市だけでやるというのは非常に限界があると思うのです。だから、県内のみならず、県外、例えば姉妹都市とか、そういうところを出していないところをお願いするとか、いろいろ工夫が必要だと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。これは要望です。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 151ページ、土地開発公社運営交付金なのですけれども、土地開発公社が、今の市長さんがなったときに、土地開発公社をもう廃止するという説明を受けた後、新病院、とちぎメディカルセンターの土地購入に対して、土地開発公社でないと購入ができないということで、そのまま継続で今運営しているのでしょうかけれども、これから先はどんな状況にしていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 土地開発公社につきましては、裁判が継続しているということもございまして、なかなか廃止というふうなことで明確にかじが切れないというところございまして、現在も控訴しているという状況でございますので、今後どのようなタイミングで公社を処分していくかというところは再度検討させていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これから栃木市でも農地を買うとか、そういうのがあると思うのです。土地開発公社がないと、そういうのは買い上げはできないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 土地開発公社につきましては、以前、土地が高騰するような時代にあっては、なかなか、タイムリーに買わないと、すぐ土地が高騰してしまうというようなことございまして、その辺、柔軟に対応できるようにということで公社をつくった経緯がございます。現在のところ、余り地価が急激にはね上がるというふうな状況にもないということもありますので、公社がなければ農地を買えないのかというと、決してそういうことではないと思いますので、その辺、公社の存在意義というのは今後十分に考えていきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、そういう、農地を買えないから、病院の土地を購入するに当たっては土地開発公社がないとという説明を受けたつもりなのですがけれども、ではそれは違うのですね。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 済みません。その辺は、私、十分に認識、事実関係を把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） なくていいのなら、ぜひ、裁判関係が全部おさまり次第に、土地開発公社はもう要らない状況になると思うので、廃止していただきたいと思います。これは要望で結構です。

○委員長（福富善明君） 要望として。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 157ページなのですがけれども、情報化の事業、地域情報化事業ということであったり、公共施設予約システム費ということが予算化されています。市民も、それから職員も便利になって、しかも省力化できるものは、私はどんどん進めるべきだというふうにかねがね思っているのですが、この2つに限らず、情報化の関係で今年の特徴的な取り組みがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 塚田情報推進課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 平成28年度で特に情報化で大きな新しいものといいますと、ちょうど157ページ、上から4番目、済みません。実は、先ほどの補正予算で上げさせていただきました

情報セキュリティ強化事業がございます。これは、繰り越しして平成28年度で実施する予定でございます。これはかなり大きな、便利になるという観点ではなくて、セキュリティを高めるという意味で極めて大きな事業だと思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） セキュリティの関係も、どこまでやれば100点かというのはなかなか難しいとは思いますが、安全性も追求しながら、利便性も追求していただきたいと思っております。

もう一件あるのですけれども、いいですか。同じページの下のほうに遊水地関係の事業がいろいろございます。細かいことはいずれにいたしましても、事業をやる上で、栃木市が大半を占めているのは間違いないのですけれども、とても元気に活動している隣の小山市さんがありますので、いろんな面で連携をとるような努力はしていただきたいという、これは要望で結構ですけれども、そんなことをお願いしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 関連で、関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 千葉委員が質問されましたので、ではその関連で。

157ページをお願いしたいと思います。渡良瀬遊水地の安全対策事業、渡良瀬遊水地位置表示板製作委託料とあります。これは、遊水地の中の道路に案内板的な、道がわからなくなったときの案内板を設置するのですよという主要事務事業の中の説明があったかと思っておりますけれども、こういった場所に設置をするのか、具体的に教えていただければありがたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） お答えを申し上げます。

今関口委員さんが言われたように、遊水地の中の、今現在ですと管理用の道路がかなり細かくなってございます。その主要の結節部、ある程度、どっちへ行ったらどの方向かという部分の中で、それは栃木市の板として、この場所はこういうことですよということで、その位置がわかるような看板をちょっと設置したいということが1つでございます。

もう一点は、大きな部分は史跡保全ゾーンというところがございますが、その谷中村の部分について、かなり看板等も老朽化しているという部分がございますので、これは栃木市が責任を持って占用して、看板を新しく、ちょっとつくらせていただければということをおもっていますので、その2点ということでご理解いただければと思います。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おおよそ理解はできました。

実は私、危惧している点が1点あるのですが、その案内板、材質は何を考えているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 荒川遊水地課長。

○遊水地課長（荒川 明君） これも国土交通省と事前にちょっとお話もさせてもらったのですが、具体的には、イメージとしては、バスの停留所がございます。そんなイメージなのですが、具体的にはまだはっきりとはわかりませんが、当然、水が入ってくるという部分もございます。今、ごみ捨て禁止という既存の看板等もあると思うと、そこら辺の材質等々については少し研究が必要かなというふうに思いますが、こちらについても、利根川上流河川事務所、管理者でございますので、事前にそこら辺の許可関係については十分に協議をした中で進めさせていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今課長のほうから水が入ってくるのでという説明があったのですが、私が危惧するのは、水以上に、今年も3月19日、遊水地でヨシ焼きが実施されます。要は、プラスチック系だとヨシ焼きで燃える可能性があるのです。ですから、そういった部分の材質の検討は十分にしてほしいということでございます。これは要望でございますので、よろしく検討のほどお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。

（午後 零時05分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○委員長（福富善明君） 2款の質疑を続けます。

島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） それでは、午前中、関口委員のほうから質問がありました空調機の台数についてお答えいたします。

室内機が12台、室外機が11台であります。これにつきましては、エアコンの型の大きさとか電気容量、施設に合った設置条件がありまして、転用が可能なものについて移設させていただくものがあります。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） それでは、その件について再質問させていただきます。

室内機が12台で、室外機が11台という答弁をいただきました。今回、くららと藤岡の総合支所、合わせて2台ということでよろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） それでは、一応、移設先の内容なのですが、くららにつきましては、室外機を2台、室内機を2台、あと藤岡支所につきましては、室内機を2台、室外機を1台、これは

ツインになっています。あと、赤麻公民館が、室内機、室外機ともに6台、三鴨公民館が1台ずつ、それと蔵の街美術館が1台ずつを一応予定しております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうすると、全部の旧庁舎にあった室内機、室外機が移設をできるということではよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 転用可能なものを移設するわけですが、今ある空調機全部をそのまま使えるというものでもございません。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 多分、私たちが旧庁舎にいたときに、3階の部分だけでもかなりの台数があったような気がするのです。多分、議会棟だけで5台、6台あったのかなという感じはするのですが、多分、2階の部分にも、あのときには空調機を設置したような記憶があるのですが、この台数しか設置しなかったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 空調機にも種類が幾つかありまして、天井の埋め込み式とかつるすやつ、あとは家庭用の壁かけ式とあります。ただ、各施設で現在使っている、転用するのに条件を合わせて持っていくものですから、同じところに幾つも持っていく必要もないということで、とりあえず使える分だけを今回転用させていただくと。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） ただいま、藤岡地域、大分多くの空調機を移設する話を答弁としていただいたのですが、実は赤麻公民館6台という話もいただきました。実は、藤岡地区に限定してしまって申しわけないのですが、藤岡地域には公民館と言われるものが4つあります、地区の公民館が。そうすると、同じ時期に建てられた公民館なのです。みんな、昭和50年代の前半の建物でございます。空調機は当然入っていますけれども、それから四十数年経過をした水冷式の空調機だと思えます。ですから、スイッチを入れると物すごい音がして会議ができない、だから、会議をするときにはスイッチを切るような状況の空調機が今動いております。ですから、もし可能であれば、私は、藤岡だけで移設費が112万円と出ているものですから、もっと台数的に少ないのかなと思ったら、藤岡地域、こんなに台数を入れると、その経費とすれば少ない、1基当たりの移設費が少なく済むかなという感じもするものですから、できればそういった、旧庁舎の空調機、有効利用ができるものはぜひともそういうところに移設して利活用を図っていただきたい。まだ本当に設置して間もない空調機ですので、その有効活用という部分からすれば、ぜひとも有効な活用方法を図っていただきたいと思っています。これは要望ということで、よろしくお願いします。

○委員長（福富善明君） 関連で、松本委員。

○委員（松本喜一君） 関連で、済みませんけれども、空調機がもし栃木市の施設にもうこれ以上は使えないと、残った空調機があった場合には民間に売り出しとかはあるのですか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） そこまでは考えておりませんでした。さっき関口委員からのお話にあったとおり、とりあえず今のところ12台を移動させますけれども、取り壊しまではまだ時間があるものですから、ほかの使える施設がありましたら、そっちに移動するような形も検討したいと思います。

今松本委員から言われましたことについては、要は新品ではないわけですね、今まで使っていたものですから。そういうことも考慮する必要があると思いますので、それについてはちょっとまだ検討、ご理解していただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 残して捨ててしまうのではもったいないですから、例えば、古物半値の5割引と言っては申しわけないですけども、多少でも売れば助かるのではないかなと思って。ですから、もし残った場合にはそういう方向性もしっかり考えてやっていただきたいと思います。

---

#### ◎発言の訂正

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 午前中発言しましたくらの空調機ですが、今管財課長が申したとおり、空調機は2台ということでしたので、発言を訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

---

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 午前中の松本委員のご質問で、市で農地が買えるのかどうかというふうなところの問題ですけれども、市で農地を取得することはできなくはないのですが、非常に手続等の面で困難になるということで、メディカルセンター用地の場合、平成25年度までに建築工事を着手しなければならないというふうな特別な条件があったために、機動性のある公社を例外的に活用したというようなことでございます。今後につきましては、以前に一般質問の答弁でもお答えしておりますが、解散する方向というのは今は変わっておりませんので、そういう方向で検討はさせていただきます。

○委員長（福富善明君） では、引き続き。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 147ページですけれども、固定資産台帳の整理業務委託費ということで、いよいよ複式簿記を導入するということですが、この委託業者というのはどういうところに委

託をするのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの固定資産台帳整備業務委託の業者の、委託先ですけれども、一応、平成27年度につきましては既に委託しております、こちらは市の管財課のほうで公有財産台帳というのをつくっておるのですが、その台帳の整備した業者に、これは入札で落札しております。また、平成28年度につきましても、こちらはそうした業者、台帳を整備するような知識、ノウハウのある業者をまた入札にかけて委託したいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 資産台帳は、当然、できているなというふうに思うのです。あとは、複式簿記にする、貸借対照表にするわけだから、価格とか何かという設定をやっぱりしなければならないのだと思うのです。結構費用が莫大だなというふうに思うのですけれども、土地の面積とか建物の面積とか建物の年度とか、全部台帳ではもうわかっているわけですよね。というふうに私は思うのですが、それなりの予算がかかるのだなということで、その辺の予算の根拠をお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 市のほうで例えば公有財産台帳という台帳があるのですけれども、そちらの台帳については、土地とか建物、そちらの金額というのは基本的には載せていない、ただ、建築年度とか面積とかというのはあるのですが、取得価額とかというのはございませんで、それを新たな基準というのですか、そういったもので評価をし直すという業務がありますので、こちらのよな、ちょっと金額がかかってしまうということになります。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうすると、今年度で、平成28年度でこの台帳整理が終わるということになると思うのですが、その後の費用というのは発生しないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 一応、整備した後、またこれは毎年、土地の取得とか建物の建設とかがありますので、そこの更新の費用はかかるかと思うのですが、基本的には職員の手でできるようであれば、職員の手でやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 台帳ができてしまえば、毎年減価償却をしていくわけだから、それは職員だって私はできるのではないかなと思いますので、ぜひそのように考えていただきたいと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） 関連で、広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） では、関連で、157ページの020111の公会計システムで、今のことも基礎の

ものをつくるのに使用されるかと思うのですけれども、そういった、総務省では整備促進をしてくださいということですとずっとやっていらっしゃるのですけれども、これは、そうすると、随分のシステムということになって、どれぐらいのスケジュール的なものというのがあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの地方公会計につきましては、平成29年度までに導入するということ国からの要請がございました。それに基づきまして、本市におきましては、平成29年度に導入するということで、具体的には平成28年度の決算から地方公会計を導入する形になります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 公会計システムということになりますと、今は単式簿記で、収入、支出、残高でやっていますけれども、メリット、そういうものとはどんなふうに理解をすればよろしいのか。導入するからにはメリットが必要なことだと思いますので、その辺をどのように認識しているのか教えてください。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの公会計を導入するメリットですけれども、一応、公会計に基づきまして、決算のときに財務書類ということで、貸借対照表でありますとか、あとは損益計算書に当たる行政コスト計算書とか、そういった財務書類をつくります。その財務書類をどう活用するかなのですけれども、それを予算の編成に使ったり、あとは減価償却という考え方が、今度、複式簿記ですので、導入されますので、公共施設の統廃合とか、そういったマネジメントに生かすような形になります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 時代にとっては、非常に市町村の財務会計はおくれていると言われておりまして、今度はいろんな、施設等の台帳なんかもなるということになれば、常に、現在どのぐらいの資産を持っていて、あるいはいろんな現状がこれで把握できるということになるわけでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらは、固定資産台帳なんかを整備しますと、市の全ての資産について把握するような形になります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 177ページ、選挙費で、今回、7月には参議院選がありますけれども、今回、18歳から投票になりますけれども、栃木市ではそういう、18歳、未成年者とか、そういう選挙に対しての広報を選挙前にどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 広報につきましては、今までもそうなのですけれども、新有権者に対して啓発の冊子、選挙の仕組みとかいった冊子の配布をしております。18歳になった

方にも同じようにその冊子を配布してやるというのが、広報的なものはそういうことで対応していきます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市には、高校、相当の件数がありますよね。そういう学校を利用しながらやるという方向性はないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 一応、個人的に、学校で全ての人が有権者になるということではないので、要するに、18歳になった方に直に啓発していると。全体的な啓発は広報とかでというのがありますけれども、18歳に関しては直に送ります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 20歳前が初めて投票ということですから、ぜひ、なるべく投票率を上げるためにもいろいろやっていただきたいと思っています。

もう一つ、前回も要望したのですけれども、選挙中に広報車で、期日前投票をお願いしますとか何日投票日ですよという、広報車をもっと台数を増やしてやってもらいたいのですけれども、どうですか。

○委員長（福富善明君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 一応、告示日とかが決まっています、いつからというのがありますので、それ以降動くということでは、今もやっているのですけれども、そういう形で、なるべく広範囲に行けるような形というか、やりたいとは思いますが。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 前回も質問したと思うのです。合併して、1台ぐらい回っても、南北33キロもあるのに、聞きませんよと、そんなのは来ないですよという意見が多いので、なるべく広報できるような車を集結させてやってもらいたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 広報できる車そのものが、ちょっと形状とかはありますけれども、使えるものについてはなるべく使っていきたいというふうに検討はしていきたいとは思いますが、そんな形でできる限りはやっていきたいとは思っております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 要望でいいのですけれども、合併する前に、各町の広報車もいろいろあると思うのです。そういうのを集結させてやっていただければ効果が上がるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望で。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 149ページの処分可能財産売払事業費の中の試掘調査委託料ということで、この間説明がありました。これはシビックコアの調査だというふうに説明を聞いたのですけれども、この間新聞に載りまして、ああ、いよいよ、やっと着手できてよかったなと思っております。あの新聞の内容では、敷地面積が4,200平米ということですが、あそこは全体でどれだけの面積があったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 今調べて報告させていただきます。

○委員長（福富善明君） 後日報告という形で。今調べています。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 多分、この試掘調査というのは全体の中の一部というように私は捉えているのですが、駅から、こっちから向いて行って、駅の左に土地はありますよね。土地の中でどの部分を試掘をするのかお伺いをしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） 済みません、それも一緒にお答えさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 143ページの020102の広報事業なのですが、前回、こちらのところから、広報とちぎの大きさに対して市民からのご意見を伺ったというお話と、それからフリートークのときでも、ちょっと大きさに問題があってファイルできないのですというご意見も伺ったのですけれども、その後、それに関しての検討しているところはあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 癸生川秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） それにつきましては、広報検討委員会という委員会を設けて、聞き取り調査、検討をしております。毎年、これは大きさとかメリット、デメリットについて、どんなふうにしたらいいかという課題を検討している機関がありまして、そのような中で、いい点、悪い点はございますので、毎年検討しているというのが現状でございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 市長からも、始まったばかりなので、少々お待ちくださいというご意見をいただいて、住民はその旨待っているかと思えます。できれば早急をお願いしたいと思います。

もう一点なのですが、私たちは自治会で回覧で配布していただいているのですが、自分の地域の中にも四、五十軒の新たな住宅があって、自治会に入ってくださらないという、非常に大変な思いをしているのですが、そういうところにはどういうふうに、自治会に加入していない世帯にはどのように配布をしていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 癸生川秘書広報課主幹。

○秘書広報課主幹（癸生川 亘君） 最近、自治会に入らないと広報紙が届かないということで、他

市の状況等、いろいろ調査研究をしまして、現在行いましたのは、市内に各コンビニエンスストア、全コンビニエンスストアに広報紙を約10部から15部ほど置きまして、お買い物の、多分、近隣にあるかなということで、今までジャスコとか、そういうスーパーには置いてございましたが、それだとなかなか、ジャスコまで行かなければならないとか、とりせんに買い物に行ったことがないとかというご意見もございましたので、各、セブンイレブンとかファミリーマートとかローソンとか、そういったところにご協力いただきまして、そこでおとりいただきたい。もちろん、今まで公共施設には置いてありまして、そここのところ自治会に入っていらっしゃらない方についてはおとりいただきたいということでやっておりましたが、さらにサービスを充実するという意味で、コンビニエンスストアに今年から置いた、全コンビニに置いたというようなところで対応しているところがございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） ありがとうございます。私もちょっと、コンビニに、ちょっと気がつかなかったもので、また見てみましょう。

それで、今大体、どれぐらいの自治会に加入しているかという数値的なものが、確実に広報紙がいつているという数値は把握していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 自治会の加入率ですが、平成27年4月1日現在の世帯数が6万2,460世帯ある中で4万8,634世帯で、加入率が77.86%となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 100%の自治会加入であれば、栃木市からの広報は全ていくということでもよろしいのかと思うのですが、なかなか、このパーセントを見ると何か厳しいなと。今、手を尽くしてくださるということで、大いに期待をしているところです。

目標としてというのも、やっぱりあるかと思うのです。95ぐらいはきちんといかない限りはというふうには思っているのですが、目標値とか、そういうものを設定して活動はしているのですか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 目標値といいますか、100%に近づけるのは、目標として上げるのは当然なのですが、想定されている原因が、加入率の減少で思うところが、まず核家族化による世帯数の増加がございます。要は、分母が大きくなってしまっていることがあるかと思えます。それと、ご存じのように、マンションとかアパートが多くなりまして、未加入世帯が多くなっていると、また外国人の世帯が増えてきまして、未加入の世帯がその分増えたということがあります。

これにつきましては、対策として、市役所の窓口で転入者に対して自治会加入へのご案内を手渡

したり、あとは自治会長とか役員さんに配布する自治会活動の手引の中に自治会加入促進マニュアルというのを掲載しておりまして、それで加入の取り組みに役立ててもらおうということをしております。また、平成27年度からですけれども、自治会連合会だよりというのを発行しまして、自治会の理解を深めてもらっているということがございます。今後は、外国人に対する加入促進のために外国語の自治会加入のご案内等を作成したり、あとは宅建協会の県南支部と加入促進の協定書の締結などを検討しております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） これから地域支え合いというか、何か条例もつくられて、地域でいろんな人を支えていかなければならないというところに、やっぱり自治会加入というネックがあるのです。地域の人もそれに入っていないと何となく協力できないのだというのもありまして、地域にお任せではもうこれからは絶対だめだというふうに思って、行政も動き始めたのだと思いますが、ぜひ、やっぱり行政の力というのはとても大きいものですので、さらなる促進をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） いつもいつも管財課長に聞いて申しわけないのですが、151ページ、中ほどに、庁舎管理費の中に本庁舎エスカレーター冠水修理工事費と、1,000万円ほど載っております。これは今年の豪雨災害ということなのですが、どこが故障したのか、済みません、説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） エスカレーターは庁舎の真ん中にあるわけですが、9月の豪雨に際して、一番下のところに水かかなり入ってしまいました。よって、モーター的なやつが、一応仮復旧はしたのですけれども、一番下のモーターを回すところを修繕、改修したいと考えております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） エレベーターは動かなくなってしまったためにすぐに復旧工事をやったと思うのですが、エスカレーターの場合、仮復旧で動いていたから、その仮復旧でとどめておいて、今度は新しい予算で本格的な復旧をするということで理解してよろしいのですか。

○委員長（福富善明君） 島田管財課長。

○管財課長（島田好夫君） はい、そのとおりです。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

大川委員。

- 委員（大川秀子君） その下のところの公共施設の適正配置計画の策定事業費なのですから、ここでアンケート調査をするというふうに言っております。これは、どのような段階で、どんな内容でアンケート調査をするのかお伺いしたいと思います。
- 委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。
- 総合政策課長（小保方昭洋君） 公共施設のあり方のガイドラインができましたので、現段階で栃木市の現状をお知らせしつつ、公共施設の統廃合の是非や各施設の利用状況などのアンケートを平成28年度中に実施したいというものであります。
- 委員長（福富善明君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 済みません、先ほどの大川委員の質問についてお答えいたします。  
シビックコアの面積につきましては、6,400平米になります。  
それと、試掘する場所につきましては、幅1メートル、深さ2メートルで、長さがその場所によって違うのですが、8本ほどの試掘をしたいと考えております。
- 委員長（福富善明君） 大川委員。
- 委員（大川秀子君） それは、地盤調査とか、そういう意味合いでするのでしょうか。
- 委員長（福富善明君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 地盤と、あと文化財関係も含まれておりますので、それも含めてさせていただきます。
- 委員長（福富善明君） 大川委員。
- 委員（大川秀子君） 全面積が6,400平米で、敷地面積が4,200平米ということなので、ではこの駅前、駅の北に関してはシビックコアが全てだというふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 委員長（福富善明君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 一応、シビックコアの予定地につきましては、シビックセンター、それと栃木地方合同庁舎、国の庁舎になりますが、その設置ということで今後予定しております。
- 委員長（福富善明君） 大川委員。
- 委員（大川秀子君） そうすると、ほかの、民活とか何かというのは考えていないということでしょうか。余剰の土地に関してはということなのですが。
- 委員長（福富善明君） 島田管財課長。
- 管財課長（島田好夫君） 予定地は、今申しましたシビックセンター、あとは合同庁舎でございますが、そのほかに交流スペースとか広場的なものも含めて予定しております。あと、民有地については、中に何筆かございますが、それについては今後対応するとなっておりますけれども、とりあえず調査を行いたいということで予算に計上させていただきました。
- 委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。  
大川委員。

○委員（大川秀子君） 153ページの吾一のからくり時計設置事業費で、これは寄附金と一般財源で行うということなのですけれども、これは具体的にどこにどの程度の予定がされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 場所につきましては、実行委員会の皆様方は栃木駅の周辺というものを希望しておりますので、なるべくその希望に沿った形でつくればよいなという考えではおります。

あと、事業費につきましては、予算的に2,000万円という形で組ませていただいております、実行委員会さんのほうからの寄附金が1,000万円入る予定でございますので、市として、約6,500名の方が寄附をしたというふうな状況もございますので、そういった思いに応えるということで、実行委員会さんの寄附と同額、市のほうからも持ち出しをさせていただいて、2,000万円という形での事業費でつくってまいりたいというところでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 159ページの地域づくり応援補助金ということで、これは実働組織の事業に対して150万円なのですね。地域会議の予算は、組織はできましたけれども、実働組織の予算化をしていますけれども、その実働組織の実態というのが果たしてできるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） お答えを申し上げます。

まちづくり実働組織の取り組みの状況ですが、各地域のまちづくり実働組織の設立につきましては、地域会議でその地域のまちづくり実働組織のあり方について話し合いをしまして、その意見を参考に地域まちづくりセンターが立ち上げに向けた説明会などを開くことにしております。

具体的に申し上げますと、8つの地域会議がありまして、まず栃木西部地域では、皆川で今年度、3月中に認定の申し込みがなされるということになっております。新年度早々に事業が実施されるという予定になっております。

また、岩舟地域では、3月半ばに設立の準備会の開催を予定しております。岩舟地域では、4つの小学校区ごとに設立をされるという予定になっております。

また、藤岡地域、都賀地域、西方地域では、それぞれ設立準備会に向けた説明会や参加者の募集をしております。チラシの配布をしております。それぞれ1つのまちづくり実働組織を立ち上げる予定となっております。

また、栃木東部地域では、大宮、国府がありますが、その2つの地域を1つにしてまちづくり実働組織を立ち上げてはどうかということで今準備をしております。

大平地域では、現在はまちづくり実働組織に向けた研究というのですか、少しじっくりと取り組

みたいということで目指しております。平成28年度内の設立を目指すということでございます。

最後になります、栃木中央地域では、地域会議の中では1つのまちづくり実働組織で立ち上げるのが望ましいということで結論が出ましたので、今後、新年度に向けて説明会を開いて、その後設立準備に入るという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） それでは、あと163ページなのですけれども、市民活動推進補助事業費で514万5,000円、これは夢ファールレの事業ということなのですけれども、去年は550万円でした。予算が減っているのですけれども、手を挙げる、申請をする団体の推移というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 申請の推移ですが、平成24年度から始まった制度ですけれども、平成24年度が31団体、平成25年度が追加募集も含めまして44団体、平成26年度が33団体、平成27年度が38団体、平成28年度が41団体というふうになっております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 平成28年度が41団体ということで、大分増えておりますけれども、予算が減っているということで、市民の要望に対してどのように応えていくのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 確かに予算は減っております。当初が600万円、平成25年度と平成26年度が650万円、そして平成27年度が550万円で、平成28年度が500万円という形になっております。予算が減っておりますが、最初の時期は、予算を消化できない状況で、申請がされたら採択をしてしまうというような状況があったかと思えます。ただ、平成28年度で5年たちますので、育成期から成熟期に入ったのかなというふうに思っております。そういう意味では、500万円という金額は妥当な金額なのかなというふうに思っております。門戸を広げますと、要は、補助があるから事業を実施するというような団体とか、支出の多くが委託をしてしまって、市民活動とはちょっと言いがたいような団体があるということで、そういう弊害等もありますので、500万円ということで、成熟期の市民活動の補助ということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） もちろん、市民活動としてふさわしい事業の選択というのは、これは必要だというふうに私も思います。

しかしながら、先ほど聞きました、基金が1,336万円あるということなのですけれども、本当にこの活動が必要だという団体に対してはきちんと予算措置をしてやることも大事なのではないかと

いうふうに思います。予算がないから、この団体は切らざるを得ないということがないようにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 天海地域まちづくり課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 申請額が823万円ほどになっておりまして、予算との乖離が320万円ほどございます。先ほど申し上げましたとおり、市民活動の中でも、この事業にふさわしくないような事業というのですか、公益的な事業とは、疑わしいような事業もございますので、そういったところも選別して、よりしっかりした市民活動を応援していきたいということは考えておりますので、全体が拾える事業ではないということだけをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） ぜひそのようにお願いします。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 1つの事業に対する基金を持った補助というのもあるのですけれども、各種団体で補助金というところがあるのですけれども、私も補助金をいただいている団体に属して活動している一人なのですが、要するに、財政が厳しいから一律5%なのだそうですよ、削減がということを知って、ああ、全部5%ではしょうがないのかと納得する場面と、それから、5%ではない、かなり金額が落ちているという補助金もあります。それからまた、昨年よりも増えている補助金もあります。これは、私たちのところは数的に少ないのでしょうかけれども、全市的に補助金というもの、大きいものもありますが、小さい、2万円の補助金もあるでしょう。その補助金の一覧表というものはこちらに提出できるものなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 財政課のほうで補助金については所管しておりまして、一応、一覧表を、リスト、補助金台帳というのがございますので、いろんなデータがありますので、そちらをピックアップして提出することは可能だと思います。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） ぜひお願いしたいと思います。

それから、補助金の査定というのですか、先ほどのものはそういう公的なものではないのはいかということでも答弁があったのですけれども、補助金の一つ一つを各担当の方がどういう基準で査定していらっしゃるのかなととても疑問を感じることもあるのですけれども、そういう標準というか基準、そういうものは、きちんとしているものがあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 補助金の基準につきましては、予算編成の際に財政課のほうで、増額、減額するとか、あるいは補助金をなくすとか、いろいろなことがございますので、その基準というのを示してございます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 市民は本当にしっかりと活動していて、自分のところでいろいろな運営費を捻出して、それか自分で会費を持ち出ししてやっていて、それをずっと何十年も引き継いでやってきた、そういう会もあるわけです。ところが、合併によりという、一区切りでくくられてしまった多くの団体があると思うのです。なかなか納得できないというところもあるものですから、ぜひ、誰でもが納得できるような、そういう補助の仕方というものを、またこれからきちんとしていただければと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） 要望で。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

9款消防費の質疑に入ります。予算書は296ページから307ページであります。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 303ページのはしご付消防ポンプ自動車購入費ということで2億1,970万6,000円が見込まれているのですが、このはしご車につきましては、現在のはしご車と比べまして、どのような点が今のはしご車よりもすぐれているのか、また本市の高層建物に対してどのような今までと違った対処方法ができるのか、ちょっと説明を願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

平成28年度計画していますはしご車については、35メートル級の先端屈折式はしご車でありまして、先端が最大で約80度屈折します。屈折によって、電線や樹木等を避けて建物に接近し、架梯することができます。さらに、はしごを水平よりマイナス角度に伸ばすことができます。川などの水難救助等にも活用できるものであります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） それと、車高なのですけども、今のやつはちょっと、今の消防署の建物の中に正規の高さだと入れないものだから、スプリングを何か調整して車高を低くして入れているというようなことでもありますけれども、今回購入予定のはしご車につきましては、そこは大丈夫なのかどうか聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（福富善明君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） ご質問にお答え申し上げます。

現在のはしご車と比べまして、高さ的には、現はしご車が3メートル45センチ、新はしご車になりますと3メートル60で、15センチ、高さ的には高くなります。車の長さですけれども、現在のはしご車は9メートル90、新しいはしご車になりますと12メートルになりますので、2.1メートル長くなります。幅は同じです。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 301と302なのですが、車庫の事業計画があるのですけれども、これはどこへ建てるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 場所は、今はしご車が入っている車庫の南側、今の消防本部の広報車とか救急車の予備車が入っているスペース、あのスペースに車庫を建てる予定になっています。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あそこを塞いでしまったら、本当に、東側へ行くのもできないし、いろいろ準備なんかもできなくなってしまうと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 出入りについては、今度は訓練塔のほうから今ある非常電源の設備、それが、今年非常電源の設備を更新したものですから、そこの入っている倉庫を壊しまして、そこから入るようになります。

〔「入る、はしご車が」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（小島 徹君） はしご車ですか。はしご車は、従来どおり、道路に面したほうからここに入ります。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは、前から車庫は問題があって、はしご車も入らないということで、建て替えの考えがあったのだと思うのですけれども、何で今回、はしご車だけの車庫にするのですか。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） はしご車が入らないから、はしご車の車庫を建てるのではなくて、一応、はしご車が入らないから建てるのも一つなのですけれども、はしご車のための車庫ではありませんので、ほかの、今現在消防本部の南側に災害支援車という車両があります。それも、今は倉庫になっていて、そこがシャッターが閉まらない、災害支援車のフロントの部分が車庫よりも出て

いますので、それもあわせて車庫の中に入るような設計になっています。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはわかるのですけれども、今の車庫が古いのはわかっていますよね。だから、消防署が一番、緊急で大事な場所を何で建て替えないのですか、その車庫をそっくり。前から言っているでしょう。そんな端へまた建てて、使い勝手が非常に悪いでしょう。今の車庫を解体してつくっても、車庫でしょう。そういう計画はあったと思うのです。老朽化しているから、建て替えずなくてはならないと。消防長、どうなのですか。そういう要望を出さなかったのですか。

○委員長（福富善明君） 増山消防長。

○消防長（増山政廣君） 庁舎の建て替えにつきましては、皆さんご存じのとおり、一般質問でも出ておりますが、今回のははしご車は、来年、平成28年度で23年になります。どうしても今かえないと、これからの安全面でとても支障があるということで、今回お願いして、更新させていただくということでお願いしているわけなのですが。

それと別に、庁舎につきましては、昨年度適正配置調査を実施しまして、どの位置がいいかということで、これから基本構想とか、そういった内容に入っていく中で、ちょっと時期が間に合わないということがありまして、本来であれば庁舎とあわせてやりたいところなのですが、どうしても先にはしごが老朽化ということなものですから、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それはわかっているのですよ、はしご車の老朽化は。結局、予算を今までつけなかったから、そういう間に合わせの仕事をやるということでしょう。はしご車の緊急車両と一緒にいる車庫も、次の新しく建て替える中で、ちゃんとした設計の中で、今度建て替えたときに邪魔になるというような、そういう、ないようにしてもらいたいのです。たまたまあそこへ、あいているから車庫をつくるのではなくて、その辺もちゃんと設計、はしご車は入れてもらいたいのです、大至急、一日でも早く。その辺も間に合わせでできないのでしょうかね、その検討が。

○委員長（福富善明君） 増山消防長。

○消防長（増山政廣君） 新しい庁舎がいつ建てられるかとちょっとわからないのですが、今の、今度つくる車庫は再利用ができるような形にしていきたいとはちょっと考えております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ、無駄にならないように再利用して、また新しくできるほうも便利に使える状況をよく考えて建ててもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 301ページなのですからけれども、毎年、ここ何年間か、合併してから、消防団のポンプ車の更新ということで、2台、多いときは3台ぐらいの予算措置がなされていたので

すけれども、今回ここにはなされていないようなのですけれども、これはどういうふうなことなのか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今回、消防車両の更新がないわけなのですけれども、更新は更新計画の中でやっていますけれども、たまたま更新がなかったということです。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 消防団の中には、今年は我々の番なのかななんて、そういうふうなこともちょっと聞きます。ただ、やっぱり、消防団の車も、かなり乗っている車もありますので、今回更新をしないでも、その車、かなり消防団員が一生懸命手入れをして乗っているというようなものがあるのですけれども、今年やらなくても、大体、消防署のほうで全部それを把握していると思うのですが、大丈夫なのでしょうか、それは。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団の車ですけれども、一応、毎年法定点検といいますが、車検はしていますし、そのときにもし修繕しなくてはならない場所とかがありましたら、修繕をしていますので、大丈夫です。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 走るのには差し支えないと思うのですが、やはり水が上がらないとか、いろんな不備がちょっと私の耳なんかにも入ってきます。万が一、火災に出場して水が出なかったというふうなことになるますと、消防団の存続意味というのもやはり市民から言われる可能性もありますので、そこは十分に気をつけていただきまして、今後の消防団の車両の更新というのも考えていっていただきたいと思います。要望で、よろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） 要望で。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 299なのですけれども、非常備消防費のところ、一応、県支出金の23万円が組み込まれた予算になっていて、これが地域防災力強化推進事業補助ということで、46万円の2分の1の23万円が入って、それで何のためにという補助だったら、消防団員確保のための一応補助になっているところなのですけれども、今回このお金を使ってどのようなものが取り組まれているかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団の、地域防災力強化補助金のほうでよろしいでしょうか。これは、消防団員の確保に使用しまして、来年度から消防団サポート事業、これの経費に使わせてもらいたいと考えています。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） サポート事業、ではその具体的なものをお願いできますか。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団員を確保するために、これは一つの考え方なのですけれども、例えば栃木市の商工会議所のほうに説明を、こういうサポート事業をつくりましたよというふうなのをやりまして、各飲食店とか、そういうお店に対して、もし消防団員の、消防団員証のカードを見せればワンドリンクぐらいはサービスしてもらいたいというような感じで説明をしまして、それで消防団員確保に少しでも有効になればと考えております。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 期待をしていると、企業ではなくて、商店街もいろいろ協力していただきたいという取り組みは大いに結構だと思います。

私、ある地域で、消防団員協力店という桃太郎旗を立てている商店街がありまして、ああ、こういうのもいいのかなというふうに思ひまして、道端という、そういうきちんと外から見える、そういうものをたくさん、商店街の人とか協力してくださっている、そういうところにも、そういう展示の仕方というのもいいかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 答弁あります。

小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 私どものちょっと説明不足がありまして、事業所や協力店に対して、桃太郎旗なんかを掲示して、そこが協力店ですよというふうな感じでやってもらいたいと思います。以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 301ページの消防施設費に関してお伺いをしたいと思います。

中ほどに消火栓設置負担金として維持管理の負担金、全体で2,973基という数字をお伺いいたしました。実は、一昨年だったかと思うのですが、岩舟地域、藤岡地域、消火栓ボックスがついております。その中で、しんちゅう製の筒先、管鎗が大量盗難に遭いました。その対応策という部分で、まずはお聞きをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 消防団の消火栓、ホースの格納庫については、各分署、藤岡分署から6キロ圏内、あとは岩舟分署から6キロ圏内は、覚知から出動までの間で6分圏内で行けるところと私たちが試算していますので、その区域内は撤去になります。消火栓ボックスを撤去します。それ以外のところは既存のまま残す、あとは6キロ圏内であっても自治会のほうから要望があれば

残していくというふうな方針でございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 分署から6キロ以内は撤去だというお話をお伺いしました。

そうしますと、6キロ以内のものは撤去するという方向性は定まっておるのですが、では、そこに現在開栓器と消防用のホースが残っております。消火栓ボックスがあるということは、地元民の人たちはいざというときには使えるものだという意識があります。ですから、もし撤去という方針を固めたのであれば、早急に撤去をしていただきたいと思います。その辺、全く予算化には多分っていないのかなとは思いますが、その辺のお考えを。

○委員長（福富善明君） 小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） これは、時期的には、ちょっと記憶が曖昧で申しわけありませんが、2月か3月ぐらいだったと思いますけれども、6キロ圏内は撤去ですよというのを藤岡地域と、岩舟地域はちょっと曖昧で申しわけありません、藤岡地域のほうにはちゃんと自治会長のほうに説明して、広報紙も、説明が回ったと、チラシとして回したと思います。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 地元住民にわかりやすいような形で、赤い消火栓ボックスですから、わかりやすいように張り紙をして、もうじき撤去しますとか、そういった張り紙をしていただければ安心かなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

ここで暫時休憩させていただきます。

（午後 2時05分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

---

○委員長（福富善明君） 12款公債費及び13款予備費を一括した質疑に入ります。

予算書は352ページから355ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

続いて、歳入の所管関係部分を一括して質疑に入ります。予算書は52ページから135ページであります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 61ページですけれども、地方交付税の関係で2億300万円が減額になっておりまして、説明では合併特例債とか見直しだということだったのですけれども、総合支所が存続することによって増えた交付税もあるということで、この2億300万円が減っているということの中身がわかったら教えていただきたい。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 交付税の先ほどの見直しの件なのですけれども、一応、総合支所につきましては、平成26年度の交付税の見直しの中で総合支所の関係の金額が一本算定という通常の交付税の算定に加算されております。その措置は平成27年度もございまして、平成27年度につきましては、消防の分署であるとかごみの収集費用とかについて見直しが行われております。また、平成28年度もまた別の経費について交付税算定の見直しが行われることになっておりまして、その見直しの前ですと、交付税につきましては、トータルでいいますと、特例分ということが約30億円あったわけなのですが、そちらにつきましては、見直しによりましてマイナス9億円、ですから、21億円が確保されたというような形になります。今回の平成28年度の予算につきましては、約2億円程度が減額になっておるわけなのですが、そちらにつきましては特例措置分の減額ということで、本来であればもっと減る金額になるのですが、毎年の見直しがございましたので、2億円程度の減ということでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、合併後、5年たって、交付税が段階的に縮小していくという説明を私どもは承知はしているのですけれども、その減少分と見直しによる若干の、緩やかになってくるということの中で2億円が減ったという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 一応、縮減分と、あとは市税とか地方消費税とかの増額とかもございしますので、そちらの分とかも加味しながら、約2億数千万円の減額ということで試算しております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、今後この傾向はどのように次年度、次々年度に影響していくのかもお尋ねしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 今減額になっているのは、1市3町の分の減額でございまして、こちらが平成27年度から平成31年度までの段階、こちらで5年間で段階的に縮小してまいります。西方町の合併後につきましては、平成29年から平成33年で段階的に縮小しまして、岩舟町分につきましては、平成32年から平成36年で段階的に縮小いたしまして、一本算定と呼ばれるのが、通常の交付税ですか、そちらになるのが平成37年度からになります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そういうことで、交付税についてはわかりました。

その下に特別交付税が、特交と言われる9億800万円、これの内訳というものがわかりますでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 特別交付税につきましては、普通交付税の中では捕捉されない特殊な財政事情に基づきまして国から交付されるものでございます。平成27年度、これからいただくものなのであれなのですが、平成26年度の交付税の内訳をちょっとご説明させていただければと思います。

まず、大きなものだけ、ちょっとご説明させていただきますが、平成25年度の大雪の対策、こちらで約1億100万円いただいております。それとか、あと地方バスの関係で2億2,400万円になっております。あと、その他、県南公設市場の関係で4,700万円、あとは高速道路の救急の対応で2,400万円です。それとあとは、いろいろな財政事情ということで、市のほうが国に対して要求をしまして、こちらについては明確な内訳というのは国のほうから示されない、ちょっと、いわゆるブラックボックスの部分なのですが、そちらの金額として8億4,000万円ほどいただいております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 52、53ページをお願いしたいと思います。市税の固定資産税の部分についてお伺いをいたします。

その中で、2番の部分で国有資産等所在地交付金2億6,581万円出ていますけれども、これは遊水地を初め国有地の部分を市で管理している部分に関していただける税金だとお伺いしましたけれども、よろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

結論はそういうことでございまして、遊水地の部分というのが、国土交通省の関東地方整備局というところから、2億6,000万円のうちの約97%を占めて、渡良瀬遊水地のダム資産ということでみなされています。それ以外のものとしては、宇都宮地方法務局であるとか宇都宮地方裁判所あるいは栃木県、そういった国、県等からのものが残りの3%程度のものということで入ってきております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） それで、本年度は約750万円減額になっております、前年度からすると。

それは、どういう意味での減額になっているのかお聞かせ願います。

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） その大部分を占める渡良瀬遊水地関係のところは、ダムがいわゆる減価償却ということで、年間で約2.8%ぐらいダウンするような計算になっています。その減価償却率で計算すると、先ほどのような金額が大体落ちるといような見込みです。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、これは段階的に毎年2%から3%ぐらい減っていくということに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 島田資産税課長。

○資産税課長（島田隆夫君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 97%余りが渡良瀬遊水地関連の固定資産税ということで、私、思うには、ぜひともこういった特化された交付税、これに関しては渡良瀬遊水地関連の事業予算に算入をして有効活用していただければと思うのですが、お聞きいたします。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） こちらの国有資産等所在市町村交付金につきましては、市税ということでございまして、一般財源という扱いになりますので、ちょっとこちらの金額を渡良瀬関係の財源に充当するというのはちょっと難しいかと思えます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解いたしましたけれども、そういうことも念頭に置いていただければということで、要望としておきます。

○委員長（福富善明君） 要望として。

その他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、次に移ります。

次に、議案書の1ページから12ページであります。第3条、債務負担行為、第4条、地方債、第5条、一時借入金及び第6条、歳出予算の流用を一括した質疑に入ります。1ページから12ページであります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 第4表の地方債で、次の12ページも続いていますけれども、利率が4%以内ということでもありますけれども、ゼロ金利と言われている中で、先ほどそれらしいお話もありましたけれども、実際、この後、4%以内というのはどの辺に落ちつくのか、見通しがありましたら教

えてください。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 実際には、今低金利ということでございまして、昨年の例でありますと、4%ということで記載してありますが、昨年、実際には、低いときで0.1%、それから高いときで0.55%ぐらいの利率で昨年借りられております。また、今年度、平成27年度につきましては、またさらに金利が低下していますので、それよりも低い利率で借り入れることが可能だと思っております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 了解です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 利率が低くなっているということで、いろいろ縛りは当然あると思うのですが、この借り換えというのは可能なかどうか、もしできるのであれば借り換えも必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福富善明君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） 借り換えというか、繰上償還とかが、利率の高いものを繰上償還するようなことが認められてございまして、その場合、条件がございまして、合併市町村の場合なんかですと、経常収支比率が85%以上ということで、こちらは栃木市は該当になるのですが、あと年利6%以上のものについて繰上償還ができるというふうなことになってございまして、年利6%というのと、そういった、今起債で借り入れているものがございませぬので、繰上償還というのができません。また、借り換えというの、それもできないというふうなことになります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

（午後 2時34分）